

茨城県報 号外

昭和44年1月27日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

告 示

	ページ
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたとみなされるもの(国民健康保険課)	1
●保険医療機関の指定(保険課)	1
●助産婦の登録(医薬務課)	3
●昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金交付要項(漁政課)	3
●木材業者等の登録(県南農林事務所)	6
●同上(鹿行農林事務所)	6

公 告

●准看護婦試験の実施(医薬務課)	7
------------------------	---

告 示

茨城県告示第110号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので、療養取扱機関の受理並びに国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和44年1月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

申出受理 年 月 日	療 養 取 扱 機 関 名	所 在 地
44. 1. 15	阿 部 整 形 外 科 医 院	西茨城郡岩瀬町岩瀬265
"	小 島 医 院	猿島郡総和町小堤原1913の4
44. 1. 1	桜 井 歯 科 医 院	古河市紺屋町5385
"	斎 藤 "	那珂湊市1丁目5962

茨城県告示第111号

健康保険法第43条の3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関を指定した。

昭和44年1月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は代表者	指定申請の 事由	点数表	採用期限
西医 53 44.1.15	阿部整形外科医院	整外	西茨城郡岩瀬町大字岩瀬265	阿部一郎	新規開設	乙	44.3.31
猿医 57 44.1.15	小島医院	外, 皮, 神, 泌, 内, 肛	猿島郡総和町小堤原1913の4	小島茂	"	"	"

歯 科

古歯 17 44.1.1	桜井歯科医院	歯科	古河市紺屋町5385	桜井智司	新規開設 (開設者変更)	—	—
湊歯 10 44.1.1	斎藤歯科医院	"	那珂湊市1丁目5962	斎藤明	"	—	—

茨城県告示第112号

保健婦助産婦看護婦法第55条の規定により次のとおり助産婦の登録をした。

昭和44年1月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	種 別	登 録 年 月 日	住 所	本 籍	氏 名	生年月日
4477	助産婦	44.1.18	水戸市青物町1109	茨城県	鈴木あや	大 10.4.5

茨城県告示第113号

昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金交付要項を次のように定める。

昭和44年1月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、昭和43年のさんま漁業の不漁によって、被害をうけた漁業者及び水産加工業者（以下「被害業者」という。）に再生産資金（以下「資金」という。）を低利に融通させるため、被害業者に資金の融資を行なう漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「組合」という。）に対し、予算の範囲内において当該資金の利子の一部を補給するものとし、当該利子補給金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(融資の条件及び対象者)

第2条 利子補給金の交付対象となる資金は、組合が、昭和43年度において、次の条件により被害業者に融資した資金とする。

償還期限	利 率	貸 付 限 度
1年以内	年利 5分5厘以内	1 漁業者に対する融資限度は、1隻5,000千円以内とする。 2 水産加工業者に対する融資限度は、1経営体3,000千円以内とする。

2 組合から利子補給金の対象となる資金の融資を受けることのできる者は、昭和43年にさんま漁業を営んだ者（昭和43年10月31日以前に操業を中止した者を除く。）及びさんまを原料として加工業を営んだ水産加工業者とする。

(補給金等)

第3条 次に掲げるところにより補給金を交付するものとする。

利子補給金対象融 資金の総額	県が行なう利子補給率	利 子 補 給 期 間
223,000千円以内	融資残高に対して年2分5厘で 計算した額	昭和43年12月1日から 昭和44年3月31日まで

(補給金の交付申請)

第4条 規則第4条により利子補給金の交付を受ようとする組合は、昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 融資積数等計算書(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 申請書は、昭和44年3月31日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条の通知は、昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

2 組合は、前項の通知を受けたとき、請求書(様式第4号)を知事に提出して、補給金の交付を受けるものとする。

様式第1号(第4条)

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

組合長

理 事 氏 名 ㊟

昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金交付申請書

下記のとおり昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金の交付を申請します。

記

利子補給金 円也

様式第2号(第4条)

融 資 積 数 等 計 算 書

貸 付 先 氏 名	融 資 残 高			貸 付		貸付 日数 (D)	積 数 (C) × (D)	県補給額
	総 額 (A)	繰上償還 (B)	計 A - B = (C)	期 間	利 率			
	円	円	円			日		円

注 県補給金の算出は、次によること。

$$\text{融資残高} \times \text{貸付日数} \times \frac{0.025}{365}$$

この場合において円未満の端数は切捨てとする。

様式第3号(第5条)

漁 第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

印

昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあつた昭和43年さんま漁業不漁対策利子補給金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 利 子 補 給 金 円也
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容

様式第4号(第5条第2項)

請 求 書

一金 円也

ただし、昭和 年 月 日付漁第 号通知による「昭和43年さんま漁業不漁対策利
子補給金」

上記金額を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

茨城県知事

殿

茨城県告示第114号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したの
で、同条第3項の規定により公示する。

昭和44年1月27日

茨城県南農林事務所長 身 内 正 太 郎

第4種業者登録

登 録 番 号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種
					所 在 地	名 称	
南農林 第78号	44.1.17	稲敷郡東村幸田 1192	永長 正義		住所に同じ		木材製材

茨城県告示第115号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したの
で、同条第3項の規定により公示する。

昭和44年1月27日

茨城県鹿行農林事務所長 黒 沢 常 美

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種
					所 在 地	名 称	
鹿農林 第76号	44.1.16	鹿島郡銚田町畑田 130の1	二川 義夫	二 川 工 務 店	住所に同じ	前記に同じ	その他

公 告

●准看護婦試験の実施

保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和44年1月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 試験 期 日

学 科 試 験 昭和44年3月9日(日)

実 地 試 験 昭和44年3月10日(月)

2 試験 場 所

第 1 日 学科試験場 水戸市常磐小路2023 常磐女子高等学校

第 2 日 実施試験場 水戸市梅香1丁目1番4号 茨城県農協会館

3 受験願書受付期間

昭和44年2月10日(日)から2日(金)午後5時30分まで

4 受 験 資 格

- (1) 文部大臣の指定した学校において2年以上の看護に関する学科を修めた者
- (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者
- (3) 文部大臣の指定した看護婦学校において3年以上看護婦になるために必要な学科を修めた者
- (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者
- (5) 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者で厚生大臣が保健婦助産婦看護婦法第21条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、保健婦助産婦看護婦法第21条第4号に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めた者

5 受 験 手 続 き

受験者は次に掲げる書類を願書締切期日までに水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県衛生部医薬務課看護係あて提出すること。

- (1) 准看護婦試験受験願書(様式第1号)
- (2) 履歴書(様式第2号)
- (3) 学校若しくは養成所の修業(卒業)証明書又は外国の看護学校を卒業し、若しくは外国において看護婦免許を得たことを証する書面

受験願書の締切日までに修業(卒業)証明書を提出できない者は、修学(卒業)見込証明書を提出すること。この場合においては試験第1日までに修業(確定)証明書又は卒業(確定)証明書を提出すること。

(4) 戸籍抄本

(5) 写真

手札型とし、出願前6ヵ月以内に正面無帽で撮影したものを別紙にちよう付し、撮影年月日及び氏名を記載すること。

(6) 受験手数料

手数料400円に相当する茨城県収入証紙(消印しないこと。)を受験願書にちよう付して納入すること。

様式第1号

准看護婦試験受験願書

本籍

住所

ふりがな

氏名

年 月 日生

准看護婦試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏名

印

茨城県知事 岩上二郎殿

様式第2号

履 歴 書

学 歴 一般学歴(最終)

専門学歴

職 歴

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

昭和44年 月 日

氏名

印

別 紙

写 真

氏 名

年 月 日生

写 真 ち ょ う 付 欄

年 月 日撮影

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

県政の総覧 …… 県民の六法

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生
労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる、県民の権
利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・
公告等はいずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため
必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**
の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料
は、昭和42年4月1日より送料とも1ヵ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）金 2 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所